

令和 8 年 9 月 1 8 日

石川県危機管理部防災対策課
担当者：課長 中田 雄士
内線：4312
外線：076-225-1540

令和 8 年 8 月 2 7 日からの大雨災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（羽咋市）

令和 8 年 8 月 2 7 日からの大雨により、生活基盤に著しい被害を受けた住民の生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援法を以下のとおり適用することを決定しましたのでお知らせします。

記

1 該当区域
羽咋市

2 災害発生日
8 月 2 7 日（木）

（参考）

適用基準

被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 1 号

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号に該当する被害が発生した市町村に該当

※羽咋市の人口は 21,729 人（令和 2 年国勢調査による）であり、

人口 1 万 5 千人以上、3 万人未満であることから滅失 50 世帯以上で該当

（「滅失 1 世帯」＝全壊 1 世帯＝半壊 2 世帯＝床上浸水 3 世帯）

羽咋市の住宅被害

半壊 85 世帯以上、床上浸水 27 世帯以上

※住宅被害数は令和 8 年 9 月 15 日（火）10 時 00 分現在のものであり、

今後の調査によって変動することがあります。

被災者生活再建支援法による支援

住宅が全壊した世帯、大規模半壊および中規模半壊した世帯等に対し、被災者生活再建支援金が住宅の再建方法等に応じて公益財団法人都道府県センターから支給されます。